



人権イメージキャラクター
人KENまもる君 人KENあゆみちゃん



国民の権利と財産を守る

法務局

Legal Affairs Bureau

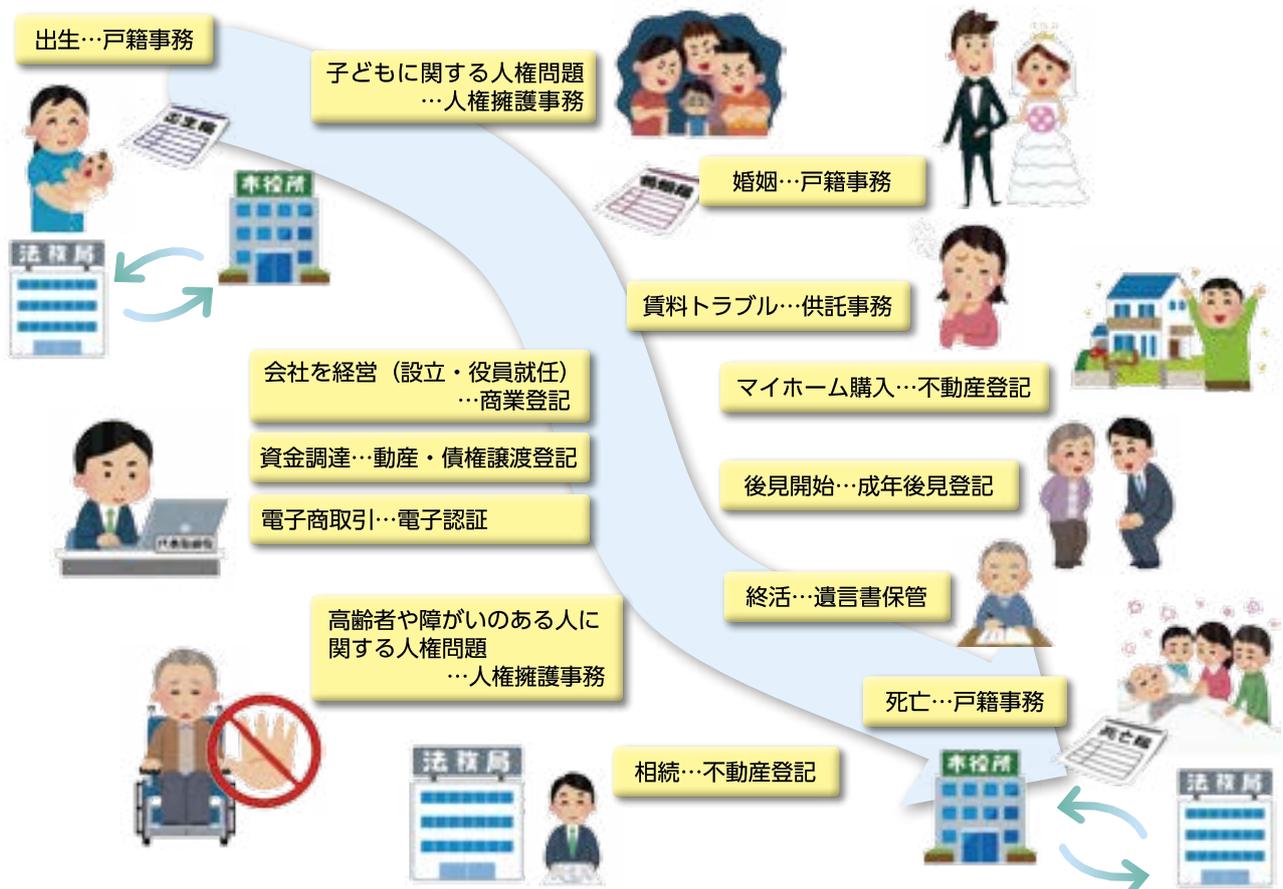


法務省民事局

目 次

法務局の沿革	3
法務局の組織	3
登記事務 ～資本主義経済の基盤～	4
不動産登記	
相続登記の促進	
法定相続情報証明制度	5
長期相続登記等未了土地の解消	
自筆証書遺言書保管制度（令和2年7月10日施行）	
登記所備付地図の整備	6
筆界特定制度	
商業・法人登記及び電子認証制度	7
動産譲渡登記・債権譲渡登記	
成年後見登記	
戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～	8
供託事務 ～預けて安心～	
人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～	9
訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～	
法務局における一般的なキャリアパス	10
研修制度	11
キャリアステップ	12
仕事と育児の両立支援制度の活用	14
ワークライフバランスの充実	15

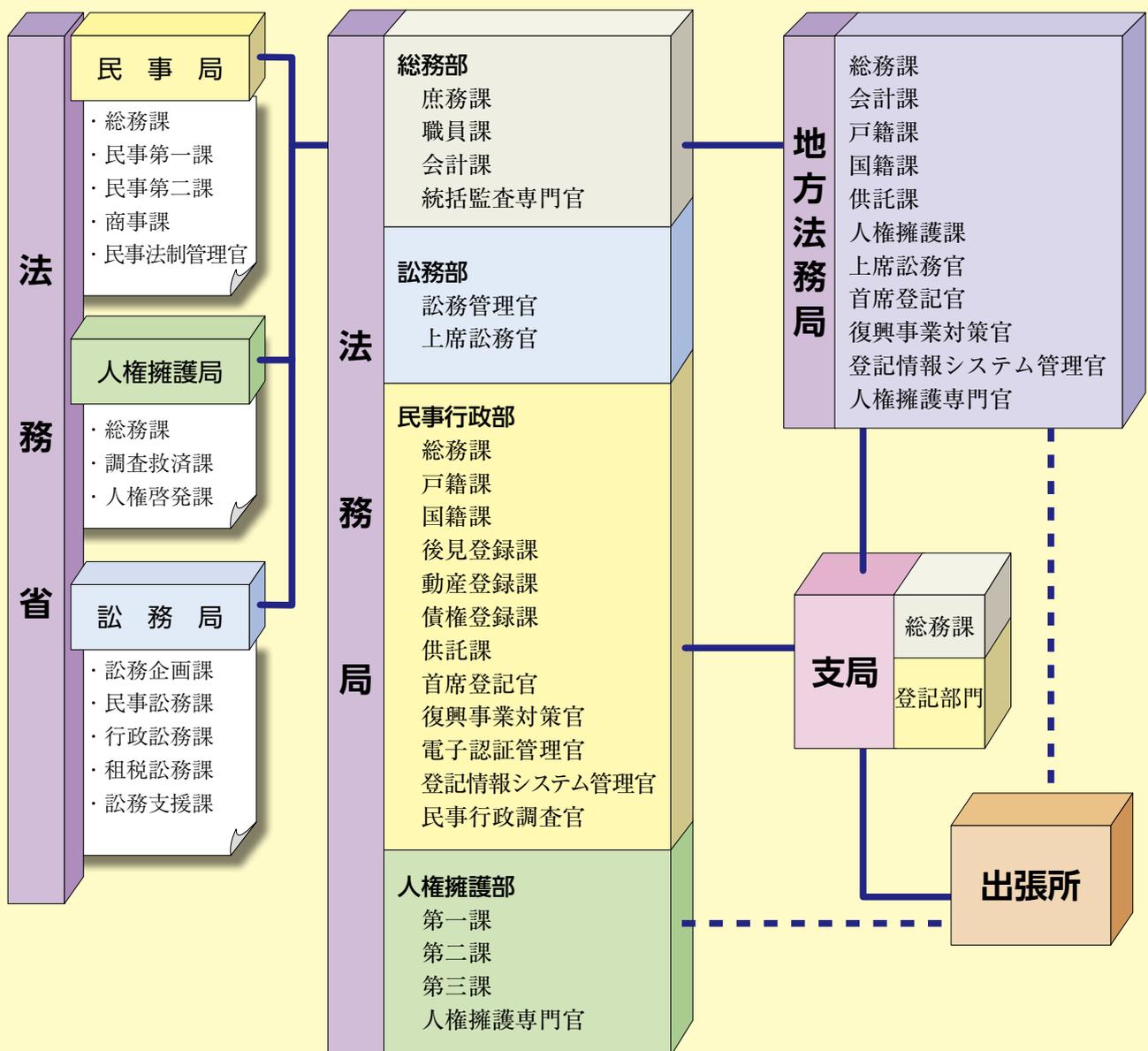
くらしの中の法務局



法務局の沿革

- ◆ 昭和 22 年 5 月 3 日 日本国憲法、裁判所法施行
裁判所から「司法事務局」として独立
 - ・ 「戸籍、登記、供託、公証、司法書士等に関する事務」を所掌する行政機関として発足
- ◆ 昭和 24 年 6 月 1 日
「法務局及び地方法務局」と改称
 - ・ 昭和 24 年 6 月 1 日
「訟務及び人権擁護に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 25 年 7 月 1 日
「国籍に関する事務」が所掌事務に加わる。
 - ・ 昭和 35 年 4 月 1 日
「表示に関する登記の事務」が所掌事務に加わる。
- ※ 昭和 25 年 7 月 31 日、「土地台帳及び家屋台帳に関する事務」として税務署から移管されたが、台帳と登記簿が一元化され、表示登記制度が創設された。
- ※ 平成 10 年に債権譲渡登記、同 12 年に成年後見登記及び商業登記に基礎を置く電子認証、同 17 年に動産譲渡登記、同 18 年に筆界特定の各事務を所掌事務に加える。
- ※ 平成 29 年に法定相続情報証明制度の運用を開始した。
- ※ 令和 2 年 7 月に遺言書保管制度の運用を開始した。

法務局の組織



不動産登記

【概要】

不動産登記とは、私たちの大切な財産である土地や建物の所在・面積のほか、所有者の住所・氏名などについて、民法や不動産登記法に精通した登記官(法務局職員)が登記簿に記録し、一般公開する制度です。登記事項証明書は、手数料を納めれば、誰でも請求することができます。

登記事項証明書の見本

●所有権の移転の登記

土地や建物を買って自分が所有者になったということを誰にでも主張できるようにするための登記



●抵当権の設定の登記

土地や建物を担保にして銀行などからお金を借りるときに設定する登記



このように、不動産に関する情報を登記簿に記録し、公示することで、国民の権利の保全を図り、不動産の取引の安全と円滑を図っています。

相続登記の促進

【相続登記がされていない問題について】

所有者が死亡した後も相続登記がされないこと等を原因として、不動産登記により所有者の所在が直ちに判明せず、又は、判明しても連絡がつかない「所有者不明土地」が生じ、まちづくりのための公共事業が進まないなど様々な場面で問題となっています。また、相続登記未了は、適切な管理がされていない空き家の増加の要因の一つとの指摘もあるため、法務局においては、相続登記の促進に向けて、各種取組を行っています。

相続登記とは

- ・不動産の所有者（登記名義人）が死亡した際に行う所有権の移転の登記のことです。
- ・法定の相続分による場合、遺言に基づく場合、遺産分割協議に基づく場合などがあります。

法務局では、相続登記の促進を図る具体的な方策として、以下の取組を推進しています。

- 法定相続情報証明制度
- 長期相続登記等未了土地の解消作業
- 自筆証書遺言書保管制度

法定相続情報証明制度

【概要】

相続人が、戸籍関係書類等とともに、被相続人や相続人の氏名等の法定相続情報を記載した一覧図を法務局に提出すると、その記載内容を登記官が確認して、対外的に証明する制度です。

【メリット】

本制度の利用者に、相続登記のメリットや、登記を行わないことのデメリットを登記官が説明し、相続登記を促します。また、登記申請や様々な相続手続における手続的負担の軽減ができ、社会全体のコスト削減の効果も期待できます。

長期相続登記等未了土地の解消

【概要】

長期間、相続登記が未了になっている土地について、相続人となり得る者が誰かを登記官が調査し、登記官が職権で登記記録に長期相続登記等未了土地である旨等を記録し、直接相続人に通知を行い、相続登記を促す取組です。

【メリット】

- 調査で判明した相続人に対して、登記官が直接、相続登記を促すことができます。
- 調査書類を登記申請に使用することができ、相続人の書類を用意する負担が軽減されます。
- 公共事業等の実施主体が土地の所有者を探索するコストを削減することができます。

自筆証書遺言書保管制度（令和2年7月10日施行）

【概要】

自筆証書遺言に係る遺言書を法務局で保管し、遺言者の死亡後に、相続人・受遺者らは、遺言書の保管の有無を調べたり（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）、遺言書の内容を明らかにした証明書の請求（「遺言書情報証明書」の交付請求）ができ、また、遺言書の閲覧をすることができる制度です。

【メリット】

遺言書の紛失や隠匿等の防止を図るとともに、その存在の把握を容易にすることにより、遺言者の最終意思の実現と相続手続の円滑化を図ることができます。加えて、相続財産に不動産が含まれる場合には、相続登記の促進の効果も期待できます。



登記所備付地図の整備

【登記所備付地図とは】

登記所には、土地の位置や形状、筆界（土地と土地の間の境界線）を明確にするため、精度の高い測量の成果に基づき作成された地図を備え付けるものとされており、この地図を、登記所備付地図といいます。

なお、登記所備付地図のない地域においては、地図に準ずる図面（いわゆる「公図」）が備え付けられています。

公図とは

公図とは、土地の形状や地番が書かれているものの、精度が高いとはいえない図面の俗称であり、その多くは明治時代の地租改正により作成された図面（旧土地台帳附属地図）です。

【地図を作るメリット】

○都市の再開発が進み、大規模商業施設等が増えて、経済活動が活発になります。

○大規模災害が起こった場合であっても、土地の買収が容易になり、復旧・復興事業を迅速に行うことができます。

○隣地との境界が明確になるため、隣人との境界争いが起きる心配がありません。

【登記所備付地図の整備の概要】

1 登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

全国の人口集中地域を対象（10か年、合計200km²）

2 大都市型登記所備付地図作成作業（平成27年度～令和6年度）

地図の整備が特に困難な大都市や地方の拠点都市を対象とした地図作成作業（10か年、合計30km²）

（具体例）

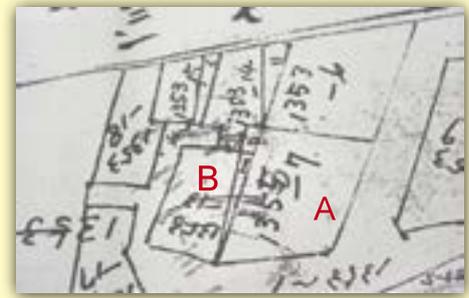
- 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会関連施設整備予定地域周辺で実施
- 大規模商業・産業施設整備予定地域周辺で実施
- リニア中央新幹線等の公共インフラの経済的効果の高い施設等の整備予定地域周辺で実施

3 震災復興型登記所備付地図作成作業

東日本大震災の被災地を対象（宮城県、福島県及び岩手県）
（9か年、合計23.4km²）（平成27年度～令和5年度）

平成28年熊本地震の被災地を対象（熊本県）
（5か年、合計3.6km²）（令和2年度～令和6年度）

公図



登記所備付地図



筆界特定制度

【概要】

筆界特定制度とは、土地の筆界をめぐる紛争の予防・早期解決に資するため、筆界特定登記官が現地における筆界の位置を判断する制度です。

【制度の特色】

- 裁判より簡易迅速に筆界を特定
- 土地家屋調査士等の専門家の関与による中立・公正な判断
- 関係人に対する意見陳述の機会の付与による手続保障の充実
- 資料収集・調査を法務局が行い、申請人の負担を軽減



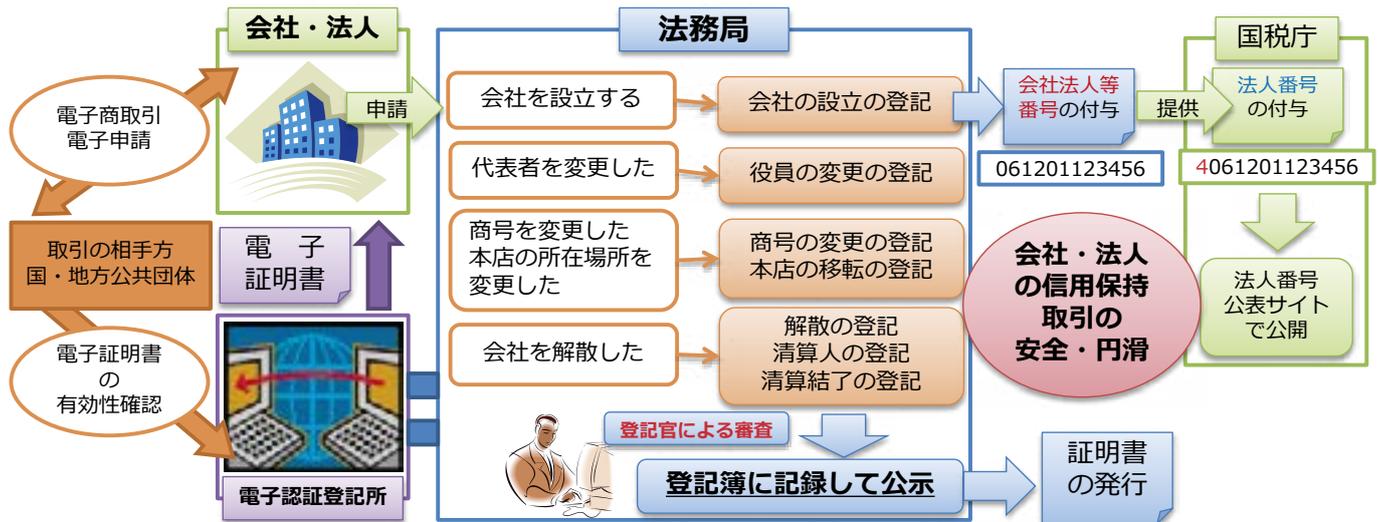
商業・法人登記及び電子認証制度

【商業・法人登記とは】

会社・法人は、設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、商号や代表者名など、会社・法人の重要な情報を登記簿に記録して公示しています。これにより、会社・法人の信用を維持し、取引の安全と円滑を図る役割を果たしています。

【電子認証制度とは】

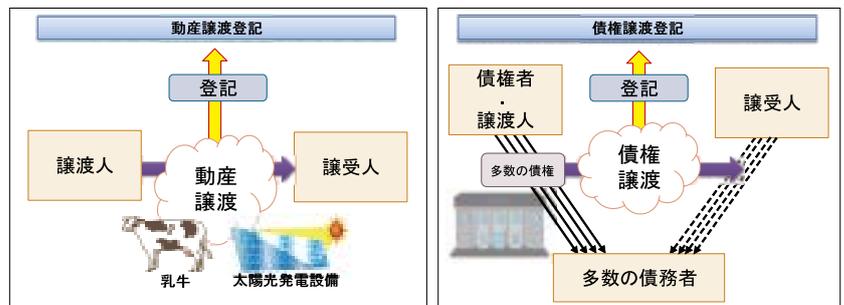
近年、インターネットを利用した電子商取引や電子申請が増加していますが、法務局では、商業・法人登記の情報に基づき、会社・法人の代表者等が電子情報を作成したことを証明するための電子証明書を発行し、電子取引社会における会社・法人の認証基盤としての役割を果たしています。



動産譲渡登記・債権譲渡登記

【概要】

動産譲渡登記は法人がする動産（在庫商品、機械設備、家畜等）の譲渡について、債権譲渡登記は法人がする金銭債権の譲渡について、民法の特例として第三者対抗要件となるものであり、動産や債権を利用した企業の資金調達の円滑化に貢献する役割を果たしています。



成年後見登記



【概要】

成年後見制度は、認知症などの理由により判断能力の不十分な本人（被後見人等）に代わって、後見人が財産管理や各種契約等の法律行為をすることなどによって、本人を保護・支援する制度です。

成年後見等が開始した場合には、東京法務局において成年後見登記がされ、この登記に基づいて、全国の法務局では成年後見登記に関する証明書を交付しています。

戸籍・国籍事務 ～日本国民の証～

【戸籍事務とは】

戸籍制度は、日本国民の一人一人について、その出生から死亡に至るまでの親族的身分関係を登録し、公証する唯一の制度です。戸籍事務は、市区町村で取り扱われますが、全国統一的に処理されるよう、法務局では、管轄区域内の市区町村に対し、助言、勧告、指示等を行っています。

【国籍事務とは】

法務局では、外国人の帰化許可申請や国籍取得届などの受付、受理、審査など、国籍に関する事務を行っています。日本国籍を有することで、参政権が認められるなど、外国人とはその法的地位に大きな違いがあるため、国籍に関する事務は極めて重要なものです。



～無戸籍者解消に対する取組～

日本国民は、出生届が提出されることによって戸籍に登録されることとなりますが、様々な理由により出生届が提出されることなく、戸籍に登録されていない方（無戸籍者）がいます。無戸籍者は、各種行政サービスが受けられないなどの不利益があることから、早期に無戸籍状態が解消されることが望まれています。

法務局における無戸籍者解消の取組等については、法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00034.html) においても紹介しています。

供託事務 ～預けて安心～

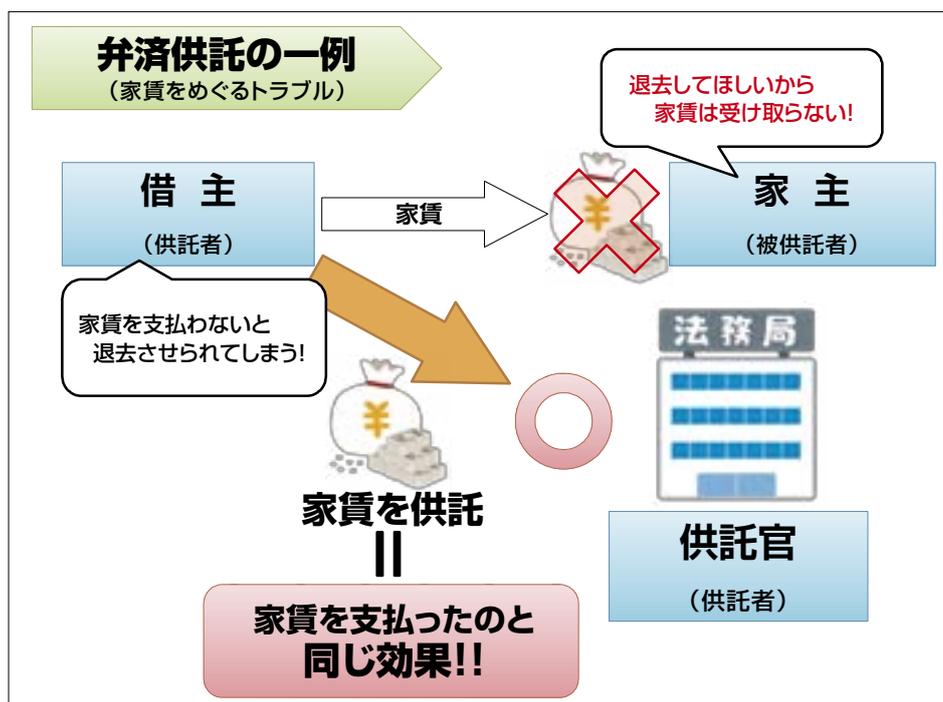
【概要】

供託とは、供託者が、ある目的（債務の弁済など）をもって、金銭などを供託所（法務局）に提出し、最終的に供託所がその財産をある人（被供託者）に取得させることによって、その目的を達成させるための制度です。

【供託の種類】

供託には、弁済と同じ効果が生ずる弁済供託を始めとして、様々な種類（一定の営業を行うに当たって必要とされる営業保証供託や選挙に立候補するためにする選挙供託など）があります。

これらの供託は、いずれも国民の権利保全や紛争予防等のために、重要な役割を果たしています。



人権擁護事務 ～基本的人権の尊重～

【概要】

基本的人権の尊重は、日本国憲法の柱の一つです。人権の擁護は、全ての人々の人権が尊重される平和で豊かな社会の実現を目指す取組です。



人権啓発活動



子ども的人権 SOS
ミニレター（小学生用）

【活動内容】

法務局では、全国の約 14,000 人の人権擁護委員と連携して、人権侵害による被害者の救済を図る調査救済活動や、人権尊重の理念を広めるための人権啓発活動などを行っています。

訟務事務 ～国を当事者とする訴訟等の適正な処理～

【概要】

訟務とは、国を当事者とする訴訟等について、国を代表し、国の立場から裁判所に対する申立てや主張・立証などの活動を行うことをいいます。

訟務事務を行う法務局の職員は、国の指定代理人として、法と証拠に基づいた適正な訴訟活動を行います。また、行政庁からの求めに応じて、政策実行前の段階から、提訴リスクや敗訴リスクに関する法的助言を行うことで、紛争を未然に防止するための活動（予防司法支援）も行っていきます。

このように、訟務は、国民全体の利益と個人の権利・利益との間に正しい調和を図り、法律による行政の原理の確保に寄与する重要な役割を果たしています。

【具体的な訴訟の例】

- ・アスベスト訴訟
- ・原爆症認定訴訟
- ・基地関係訴訟
- ・水俣病関係訴訟
- ・C型肝炎訴訟
- ・B型肝炎訴訟
- ・原子力関係訴訟
- ・福島原子力発電所事故に伴う国家賠償請求訴訟
- ・諫早湾干拓関係訴訟
- ・マイナンバー訴訟
- ・安保法制関係国家賠償請求訴訟
- ・旧優生保護法訴訟



模擬法廷

法務局における一般的なキャリアパス

< 係員相当職 >

- ・一般職員
- ・登記専門職

など



< 係長相当職 >

- ・係長
- ・登記官
- ・表示登記専門官
- ・訟務官

など



< 課長補佐相当職 >

- ・課長補佐
- ・統括登記官
- ・上席訟務官

など



< 課長相当職 >

- ・課長
- ・首席登記官
- ・訟務管理官

など



< 局長・部長相当職 >

- ・局長
- ・次長
- ・部長

など

18~
歳

3
歳

4
歳

5
歳

研修制度

地方
研修

<初等科研修> (約1か月間)
法務局職員としての心構え, 新任職員として必要な基礎的法律知識・技能の修得



<中等科研修> (約2か月間)
法務局職員としての心構え, 中堅係員として必要な基本的法律知識・技能の修得



<専修科研修> (約2か月間)
指導的立場の中堅職員として必要な法律知識・技能の修得, 社会的識見の涵養



<高等科研修> (約3か月間)
将来の幹部職員として必要な高度の法律知識・法律的素養の修得, 社会的識見の涵養

<測量講習(応用)> (約5か月間)
不動産の表示に関する登記及び筆界特定の事務並びに登記所備付地図の作成作業について中心的役割を担い得る者の養成

<調査救済事務担当者研修> (約1週間)
人権擁護事務担当官として必要な専門的知識・技能の習得

<登記専攻科研修> (約1か月間)
登記部門の指導的職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得, 社会的識見の涵養

<訟務担当官研修> (約1週間)
訟務担当官として必要な専門的知識・技能の修得



<新任統括登記官研修> (約1週間)
統括登記官として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<新任課長研修> (約1週間)
戸籍課長, 国籍課長及び供託課長として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<専門科研修> (約2週間)
訟務部門及び人権擁護部門の課長級職員として必要な高度の専門的知識・技能の修得

<管理科研修> (約2週間)
課長・支局長等として必要な管理能力の修得



<管理研究科研修> (約1週間)
局長・部長として必要な高度の管理能力の修得

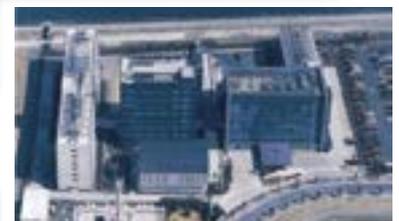


講義形式



セミナー形式

中央
研修



研修所・千葉県浦安市

20
台

0
台

0
台

0
台

キャリアステップ

1年目

名古屋法務局民事行政部不動産登記部門
係員 橋本 望来



私は、現在、名古屋法務局民事行政部不動産登記部門において、調査・記入事務を行い、登記申請の処理に当たっています。

学生時代は、法律に触れる機会がほとんどなかったため法律知識がなく、採用当初は不安でしたが、分からないときや迷ったときは上司や先輩方が優しく丁寧に一から教えてくださるので、毎日安心して業務に取り組むことができています。

最近では、複雑な登記申請の処理を行うことが増え、業務の難しさを痛感するとともに、自分自身の成長を日々感じています。また、職場の雰囲気はとても良く仕事以外の話をすることも多々あり、温かく、話しやすい職場だと思っています。

法務局の仕事は多岐にわたり、どれも国民生活に密接に関わる重要な仕事ですが、私はそこが法務局の魅力だと思っています。各業務で幅広い専門知識が必要となりますが、研修や日々の仕事を通じて学ぶことができ、スキルアップにつながります。

法務局に少しでも興味のある方は、是非、業務説明会や官庁訪問にお越しください。

皆さんと一緒に働ける日を楽しみにしています。

2年目

東京法務局民事行政部第一法人登記部門
係員 坂部 弘武



私は、これまで学んだ法律知識を活かすことができること、法務局の所管する業務が不動産・商業登記、戸籍、国籍、人権、訟務等、私たちの一生に密接に関係していることに魅力を感じ、法務局を志望しました。

現在、東京法務局民事行政部第一法人登記部門において、会社・法人登記申請の調査・記入事務を担当しています。様々な種類の組織に関する登記を扱うため、入局して初めて知ることが多く、日々知識が深まり充実しています。

法務局では、国民の生活に関わる以外にも人事・会計事務など、職員が安心して業務を行う環境を整える業務もあり、今後様々な業務を経験できることが楽しみです。

また、職場の雰囲気も明るく、業務について基礎から丁寧に指導して下さるので、安心して仕事に取り組むことができます。

法務局に少しでも興味をお持ちの方は、是非、業務説明会や官庁訪問を通してその魅力を感じてください。

皆さんと一緒に働けることを楽しみにしています。

7年目

札幌法務局訟務部民事訟務部門
係員 林 孝紀



私は、現在、訟務部において、国を当事者とする訴訟の代理人として、訴状や答弁書等の書面の作成・提出、期日対応といった業務に携わっています。

訟務部では、国として正しい主張・立証を行うため、専門的な知識が必要となることから、上司や先輩職員、法曹資格者である部付検事の指導を受けながら、日々、研さんに励んでいます。自らが携わった事件で、裁判所に国の主張が認められたときに、担当者として大きな達成感を味わうことができます。また、実際に法廷の場に立ち、期日対応を行うことは、訟務部特有の貴重な体験ができるものであると思います。

私は採用7年目であり、これまでに、登記、戸籍、供託、人権、訟務の業務を経験してきました。法務局は研修制度が充実しており幅広い知識を身に付けることができ、国民の皆様の生活に密接に関連する業務であるため、どの業務もやりがいがありました。また、先輩方から温かい指導やサポートを受けられるため、働きやすい職場です。

法務局の業務に興味をお持ちの皆さん、是非、業務説明会や官庁訪問にお越しいただき、その魅力を感じてください。

2年目（選考採用）

広島法務局民事行政部戸籍課
係員 川崎 良輔



私は、法務局において実施している選考採用試験（係長級）を経て、令和2年度から広島法務局に勤務しています。

法務局に採用される前は、地元の金融機関に勤務しており、不動産の評価や実地調査などを行う部署に所属していました。法務局には定期的に来庁していたところ、選考採用試験の募集を知り、自身のこれまでの社会人経験や不動産に関する知識が法務局の業務に活かせるのではないかと、選考採用試験を受験しました。

現在、私は、戸籍課国籍係に配属され、外国籍の方が日本国籍を取得する、帰化手続や国籍取得といった業務に従事しています。ここでは、日本の法律だけでなく、外国の法律に関する知識も求められます。また、法務局が所掌するその他業務においても、各所で幅広い知識が求められますので、日々の自己研さんが重要だと実感しています。

法務局は、各種研修制度が整っており、選考採用職員にもプロパー職員と同様に学ぶ機会が与えられますので、これまでの経験を活かしつつ、これからの法務行政に貢献したいとお考えの方は、是非、選考採用試験にチャレンジしてください。

18年目（係長級）

山形地方方法務局米沢支局総務課
民事専門官 小西 音夢



私は現在、山形地方方法務局米沢支局総務課で、戸籍、総務、人権、供託等の業務を担当しています。

いずれの業務にもやりがいがありますが、主として担当している戸籍業務についてお話しします。戸籍事務は市区町村で取り扱っていますが、全国で統一的な取扱いがされるよう、国の機関である法務局が指導・助言をすることとされています。このため、市区町村から法務局に対し、戸籍の届出の処理に関する照会がされる場合もあります。それに対し、法令・通達等を確認し、またそれらの趣旨などを踏まえて回答を検討します。特に複雑困難な事案があれば、職場内の上司や同僚・後輩と議論をすることもあります。このような検討を経て適切な回答を導き出し、市区町村にとって縁の下の力持ち的な役割が果たせたときには、大きな達成感を感じています。

私は入局して18年目です。法務局の仕事は多岐にわたりますが、どの職場でも、頼もしい先輩ややる気のある同僚・後輩と仕事ができ、自分の成長を実感できる職場です。

是非、法務局の業務説明会や官庁訪問にお越しください。皆さんと一緒に仕事ができる日を楽しみにしています。

32年目（課長級）

高松法務局民事行政部
首席登記官（法人登記担当） 石原 万有里



会社等の法人は、法務局で設立の登記をすることによって成立し、法人格が与えられます。そして、登記は、会社等の情報を公示することによって、取引の安全と円滑を図り、会社等の信用を保持するための大切な制度です。また、法務局では、オンラインによる申請・届出や電子商取引などに使用される「電子証明書」の発行や、起業の促進等の観点も踏まえ、会社の設立登記を優先的に処理し、申請から24時間以内に登記する取組を行っています。

こうした業務を行うため、法人登記部門では、採用されて間もない若手職員から、登記に精通したベテランの登記官が一丸となって、国民の皆様から提出された登記申請等の事務処理を行っています。

ところで、法務局は、よく「人で持つ」と言われます。お互い様という土壌があり、私自身も、たくさんの上司、先輩及び同僚に支えていただき、育児や介護を行いながら30年間勤務することができました。そして、法務局は、働きやすい職場であるとともに、学歴や性別に関係なく、一人一人が活躍できる魅力ある組織だと実感しています。

皆さん、法務局で一緒に働きませんか？お待ちしております！

41年目（局長・部長級）

仙台法務局
民事行政部長 榎 二葉



法務局の業務は多岐にわたっています。

私が担当している民事行政のほか、訟務、人権擁護に関する業務を所管し、これらの業務を通して得る知識や経験は幅広く、いずれも経済活動や国民の権利擁護に密接に関わるものです。

また、登記や戸籍の業務は、東日本大震災によって被災した地域の復旧・復興に大きな役割を果たしました。それらの復興関連業務への貢献は、現在進められている所有者不明土地問題解決のための施策や情報システムの連携構築へとつながっています。

職員一人一人の日々の仕事の積み重ねこそが、法務局への信頼を築き上げてきたものといえます。

今、みなさんは、未来への大きな分岐点に立っています。

私自身、何も分からずに飛び込んだ世界でもありました。壁にぶつかることもあります。たくさんの方の分岐点で、思い惑うこともあるでしょう。

その時に進むべき道を選んだのは、ほかの誰でもなく「自分」だということと、先輩からの導きがあり、一緒に笑った後輩がいて、この道を前へと進んできました。

次世代へ繋ぎたいバトンがここにあります。

法務局の歴史に、未来へ伸びゆくみなさんが新しい1ページを綴ってください。

仕事と育児の両立支援制度の活用

大阪法務局民事行政部戸籍課
係員 星田 陸



私は、長男出生時に配偶者出産休暇、育児参加休暇及び育児休業を取得し、約1か月半育児に専念させていただきました。長期間仕事を離れることについては、不安もありましたが、職場の上司や同僚の方々に快く送り出していただき、そして復帰後も温かく迎えていただいて本当に感謝しています。

妻は出産後体調が安定せず、満足に体を動かすことができない時期もありましたが、私が育児休業等を取得したことで、夫婦で力を合わせて乗り切ることができました。

現在は、仕事にメリハリをつけることでできるだけ定時に退庁し、子を入浴させたり寝かしつけたりと、育児のために時間を割くことができます。また、子の看護休暇を取得し、予防接種や健康診断に同行することもできました。

法務局では女性職員だけでなく、男性職員にも仕事と育児の両立を支援する制度が整備されています。これからもその制度を活用しながら、周りのサポートに対する感謝の気持ちを忘れず、頑張っていきたいと思います。



<利用したことのある制度>

- ・配偶者出産休暇（令和2年11月25日～26日）
- ・育児参加休暇（令和2年11月27日～30日、令和2年12月2日～4日）
- ・育児休業（令和2年12月10日～令和3年1月8日）
- ・子の看護休暇（計4日）

福岡法務局民事行政部総務課
登記専門職 岡 鮎見



私は2人の子どもを出産し、育児休業を2回取得しました。また、職場復帰後は、育児時間と休憩時間の短縮特例の制度を利用し、子どもの保育園の送迎をしています。

職場復帰の際には不安もありましたが、家族や職場の方々のサポートを受けながら、仕事を続けることができています。仕事と育児の両立に当たっては、子供の急な発熱などに対応するため、急きよ休まなければならないときもありますので、日頃から早めに仕事に取り掛かることや、時間が掛かる案件は、ほかの職員と情報共有を図ることなどを心掛けています。その点、職場には、子育ての大変な時期を乗り越えて、現在活躍されている先輩職員も多く、身近にお手本となる先輩方がいることをとても心強く感じています。また、

二女のときには、長女の時よりも育児休業中の給付金の支給割合が増えたり、より男性の育児参加に対しての職場の理解が深まったりと、年々仕事と育児を両立しやすい制度や職場環境が充実してきていると感じます。

これからも周りの方への感謝の気持ちを忘れず、仕事も育児も頑張っていきたいと思います。

<利用している（又は利用したことのある）制度>

- ・育児休業（平成26年1月2日～平成27年4月23日）
（平成28年6月29日～平成29年4月27日）
- ・育児時間（平成29年5月1日～毎日30分）



ワークライフバランスの充実

高松法務局訟務部租税訟務部門
訟務官 石飛 圭啓



睡眠を取ることでもリフレッシュすることができています。

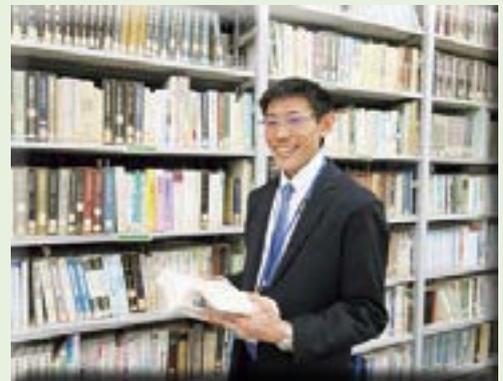
法務局では、年次休暇の取得推進などワークライフバランスの充実のための取組が多く行われており、仕事と生活を充実させることができる職場だと感じています。

今後も、仕事と仕事以外の生活の両方の充実に向けて、取り組んでいきたいと思っています。

私は、法務局に採用されて現在11年目になります。日々の業務に励みながら、職場のサークルでは社会人になって始めたテニスを、地域のクラブでは卓球を、それぞれ休日や平日の夜に楽しんでいます。

スポーツをする中で、ワンプレーに集中しつつスキルを改善していくことは、仕事をする中で、効率的な業務を追究していくことと共通する部分があると感じています。

また、公務員として業務を行う上では、一つ一つの根拠を理解することが必要不可欠で、新しい仕事にチャレンジするときは気構えてしまうこともありますが、仕事以外に余暇で楽しめるものがあれば、気持ちを切り替えることができますし、私の場合、スポーツの後にしっかりと



東京法務局総務部庶務課
係員 八木下 千鶴



法務局では、ワークライフバランスを推進しており、働きやすく、とても充実した生活を送ることができる職場だと感じています。今後も趣味を満喫して心身のリフレッシュを図りながら、仕事に励みたいと思います。

私は、平成28年度に東京法務局に採用されて現在6年目となり、仕事と趣味の充実を目標に毎日を過ごしています。

私の趣味は、好きな俳優さんの舞台やイベントに行くことです。舞台は、生で俳優さんの息遣いや劇場の熱気を感じることができ、より作品の世界観に惹き込まれるところがとても魅力的で楽しいです。イベントは、素の俳優さんの姿を見ることができたり、直接お話しして応援していることを伝えられたりと、とても幸せな気持ちになります。舞台やイベントには、休日に行くことがほとんどですが、休暇を利用して地方へ行くこともあります。地方へ行った際には、舞台やイベントだけではなく、地元のおいしい名物を食べたり、観光をしたりとプチ旅行を満喫しました。現在は、コロナ禍ですので、以前のように舞台やイベントに行くことは難しいですが、趣味を満喫することで仕事へのモチベーションにつながり、毎日がとても充実しています。



詳しくは

法務局

検索

局名	管轄区域	所在地	郵便番号	電話番号
東京法務局	東京都	東京都千代田区九段南 1-1-15 九段第2合同庁舎	102-8225	(03) 5213-1234
横浜地方法務局	神奈川県	横浜市中区北仲通 5-57 横浜第2合同庁舎	231-8411	(045) 641-7461
さいたま地方法務局	埼玉県	さいたま市中央区下落合 5-12-1 さいたま第2法務総合庁舎	338-8513	(048) 851-1000
千葉地方法務局	千葉県	千葉市中央区中央港 1-11-3	260-8518	(043) 302-1311
水戸地方法務局	茨城県	水戸市北見町1番1号水戸法務総合庁舎(1・2階)	310-0061	(029) 227-9911
宇都宮地方法務局	栃木県	宇都宮市小幡 2-1-11	320-8515	(028) 623-6333
前橋地方法務局	群馬県	前橋市大手町 2-3-1	371-8535	(027) 221-4466
静岡地方法務局	静岡県	静岡市葵区追手町 9-50 静岡地方合同庁舎	420-8650	(054) 254-3555
甲府地方法務局	山梨県	甲府市丸の内 1-1-18 甲府合同庁舎	400-8520	(055) 252-7151
長野地方法務局	長野県	長野市大字長野旭町 1108 長野第二合同庁舎	380-0846	(026) 235-6611
新潟地方法務局	新潟県	新潟市中央区西大畑町 5191 新潟法務総合庁舎	951-8504	(025) 222-1561
大阪法務局	大阪府	大阪市中央区谷町 2-1-17 大阪第2法務合同庁舎	540-8544	(06) 6942-1481
京都地方法務局	京都府	京都市上京区荒神口通河原町東入上生洲町 197	602-8577	(075) 231-0131
神戸地方法務局	兵庫県	神戸市中央区波止場町 1-1 神戸第2地方合同庁舎	650-0042	(078) 392-1821
奈良地方法務局	奈良県	奈良市高畑町 552	630-8301	(0742) 23-5534
大津地方法務局	滋賀県	大津市京町 3-1-1 大津びわ湖合同庁舎	520-8516	(077) 522-4671
和歌山地方法務局	和歌山県	和歌山市二番丁 3 (和歌山地方合同庁舎)	640-8552	(073) 422-5131
名古屋法務局	愛知県	名古屋市中区三の丸 2-2-1 名古屋合同庁舎第1号館	460-8513	(052) 952-8111
津地方法務局	三重県	津市丸之内 26-8 津合同庁舎	514-8503	(059) 228-4191
岐阜地方法務局	岐阜県	岐阜市金竜町 5-13	500-8729	(058) 245-3181
福井地方法務局	福井県	福井市春山 1-1-54 福井春山合同庁舎	910-8504	(0776) 22-5090
金沢地方法務局	石川県	金沢市新神田 4-3-10 金沢新神田合同庁舎	921-8505	(076) 292-7810
富山地方法務局	富山県	富山市牛島新町 11-7 富山合同庁舎	930-0856	(076) 441-0550
広島法務局	広島県	広島市中区上八丁堀 6-30	730-8536	(082) 228-5201
山口地方法務局	山口県	山口市中河原町 6-16 山口地方合同庁舎 2号館	753-8577	(083) 922-2295
岡山地方法務局	岡山県	岡山市北区南方 1-3-58	700-8616	(086) 224-5656
鳥取地方法務局	鳥取県	鳥取市東町 2-302 鳥取第2地方合同庁舎	680-0011	(0857) 22-2191
松江地方法務局	島根県	松江市東朝日町 192 番地 3	690-0001	(0852) 32-4200
福岡法務局	福岡県	福岡市中央区舞鶴 3-5-25	810-8513	(092) 721-4570
佐賀地方法務局	佐賀県	佐賀市城内 2-10-20	840-0041	(0952) 26-2148
長崎地方法務局	長崎県	長崎市万才町 8-16	850-8507	(095) 826-8127
大分地方法務局	大分県	大分市荷揚町 7-5 大分法務総合庁舎	870-8513	(097) 532-3161
熊本地方法務局	熊本県	熊本市中央区大江 3-1-53 熊本第2合同庁舎	862-0971	(096) 364-2145
鹿児島地方法務局	鹿児島県	鹿児島市鴨池新町 1-2	890-8518	(099) 259-0680
宮崎地方法務局	宮崎県	宮崎市別府町 1-1 宮崎法務総合庁舎	880-8513	(0985) 22-5124
那覇地方法務局	沖縄県	那覇市樋川 1-15-15 那覇第1地方合同庁舎	900-8544	(098) 854-7950
仙台法務局	宮城県	仙台市青葉区春日町 7-25 仙台第3法務総合庁舎	980-8601	(022) 225-5611
福島地方法務局	福島県	福島市霞町 1-46 福島合同庁舎	960-8021	(024) 534-1111
山形地方法務局	山形県	山形市緑町 1-5-48 山形地方合同庁舎	990-0041	(023) 625-1321
盛岡地方法務局	岩手県	盛岡市盛岡駅西通 1-9-15 盛岡第2合同庁舎	020-0045	(019) 624-1141
秋田地方法務局	秋田県	秋田市山王 7-1-3	010-0951	(018) 862-6531
青森地方法務局	青森県	青森市長島 1-3-5 青森第二合同庁舎	030-8511	(017) 776-6231
札幌法務局	最寄りの 法務局等	札幌市北区北 8 条西 2-1-1	060-0808	(011) 709-2311
函館地方法務局	にお尋ね ください。	函館市新川町 25-18 函館地方合同庁舎	040-8533	(0138) 23-7511
旭川地方法務局		旭川市宮前 1 条 3-3-15 旭川合同庁舎	078-8502	(0166) 38-1111
釧路地方法務局		釧路市幸町 10-3	085-8522	(0154) 31-5000
高松法務局	香川県	高松市丸の内 1-1 高松法務合同庁舎	760-8508	(087) 821-6191
徳島地方法務局	徳島県	徳島市徳島町城内 6-6 徳島地方合同庁舎	770-8512	(088) 622-4171
高知地方法務局	高知県	高知市栄田町 2-2-10 高知よさこい咲都合同庁舎	780-8509	(088) 822-3331
松山地方法務局	愛媛県	松山市宮田町 188-6 松山地方合同庁舎	790-8505	(089) 932-0888



人権イメージキャラクター
人KEN まもる君

ひとりで
悩まず
相談してね



人KEN あゆみちゃん

人権相談 (平日の午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分)

- ・みんなの人権110番 0570-003-110
- ・子どもの人権110番 (通話無料) 0120-007-110
- ・女性の人権ホットライン 0570-070-810
- ・外国語人権相談ダイヤル※ 0570-090-911
(※ 平日の午前 9 時 00 分～午後 5 時 00 分)
- ・インターネット人権相談受付窓口 <https://www.jinken.go.jp/>

